

自動販売機設置に伴う  
届出マニュアル

天草市

市民環境課・都市計画課

令和2年6月

天草市内において自動販売機の設置を行う際には、天草市環境美化条例及び天草市景観条例に基づく届け出が必要となります。

なお、届け出は、各条例により届出対象地域、設置基準、届出様式等が異なり、設置場所によって届け出方法が大きく2つ（『**景観形成地域外**』と『**景観形成地域**※』）に分かれますので、以下の事項を十分に確認していただき、届け出てください。

※景観形成地域…景観形成上重要な地域として、天草市景観計画で定める地域。（別図参照）

## 1. 『景観形成地域外』に設置する場合

### （1）届け出の対象となる自動販売機

天草市環境美化条例に基づき、平成20年12月1日以降に設置された自動販売機（飲食料品の販売を目的としたもの）が対象となります。ただし、以下の項目に該当するものは届け出の必要はありません。

#### 【天草市環境美化条例施行規則 第3条】 ※抜粋

- ①塀、柵その他の構築物により自由に立ち入ることができない措置が講じられた敷地内に設置され、当該敷地の管理者によって適正に管理される自動販売機。
- ②建築物の内部に設置され、当該建築物に立ち入らなければ利用できないもので、当該建築物の管理者によって適正に管理される自動販売機。

### （2）届出日

設置後20日以内に市民環境課へ届け出が必要です。

### （3）届出様式

「自動販売機設置届出書（様式第1号）」（天草市環境美化条例施行規則）

※複数台の自動販売機の届け出をされる場合については、設置年月日、設置場所（名称、設置地の住所番地）、回収容器の容積など、設置届出書にある記載項目を記入した一覧表を様式に添付して提出でも可能です。

### （4）届出様式の記入について

#### ①設置場所

設置場所の記入については、設置場所名及び設置の住所番地を記入します。

番地不明の場合は、見取り図で確認できるよう目標物などで具体的に記入してください。設置場所名は、「設置者名自販機コーナー」等の名称も可能です。

#### ②付近の見取り図

目標となる公共物（トンネル・施設）などを記入してください。

#### ③自動販売機及び回収容器の位置図

設置後の自動販売機と回収容器の写真（全体）の添付でも可能です。

## (5) 留意事項

- ①届出書類登録後に、交付された「自動販売機届出済証」(黄色シール)を当該自動販売機の見えやすい位置に貼付してください。
- ②自動販売機の設置時は、以下の事項を全て満たす回収容器を必ず設置してください。
  - ア. 材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
  - イ. 容積は、自動販売機1台につき30リットル以上のものであること。
  - ウ. 安定性があり、かつ、美観を損なわないものであること。

## (6) 届出済み自動販売機の変更・廃止について

届出済みの自動販売機を変更または廃止する場合は、実施した日から20日以内に「自動販売機(変更・廃止)届出書(様式第2号)」を提出してください。

※設置場所が変更の場合は、見取り図及び位置を示す写真を添付してください。

## (7) 届け出・問い合わせ先

天草市 市民生活部 市民環境課

〒863-8631

天草市東浜町8-1

(電話) 0969-32-7861 (直通)

## 2. 『景観形成地域』に設置する場合

### ★注意!★

景観形成地域に飲食料品を販売する自動販売機を設置する場合は、以下に説明する届け出とは別に、前述の『1. 景観形成地域外に設置する場合』の届け出も必要になります!

### (1) 届け出の対象となる自動販売機

天草市景観条例に基づき、平成20年12月1日以降、屋外に設置されるすべての自動販売機が対象となります。

### (2) 届け出日

設置を行う日の30日前までに都市計画課へ届け出が必要です。

### (3) 届出様式

「景観形成地域における行為の(変更)届出書(様式第1号)」(天草市景観条例施行規則)

※添付資料等の詳細は、別紙「景観区域の提出書類」をご参照ください。

#### (4) 留意事項

- ①自動販売機の設置は、設置場所を道路からできるだけ後退させるとともに、建物と一体的に管理できる状態になるように努めてください。
- ②海への眺望に配慮し、海側への道路沿線には設置しないように努めてください。

#### (5) 届出済み自動販売機の変更・廃止について

届出済み自動販売機の届出内容（設計又は施行方法）を変更する場合は、「景観形成地域における行為の（変更）届出書（様式第1号）」を提出してください。

※廃止する際の届け出は不要です。

#### (6) 届け出・問い合わせ先

天草市 建設部 都市計画課

〒863-8631

天草市東浜町8-1

（電話） 0969-23-1111（代表）【内線1424】

0969-32-6798

# 届出フローチャート

※景観形成地域は、先に都市計画課への届け出が必要

※景観形成地域外は、市民環境課へ設置後に届け出る

※景観形成地域・・・景観形成上重要な地域として、天草市景観計画で定める地域。

